第六十条の五第一号	寡婦年金の国民年金証書	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第六十条の七	（失権の届出） **第六十条の七**　寡婦年金の受給権者は、法第五十一条の規定に該当するに至つたとき（六十五歳に達したとき又は死亡に係るときを除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、寡婦年金の国民年金証書を添えて、すみやかに、これを都道府県知事に提出しなければならない。 一　氏名 二　失権の理由及びその理由に該当した年月日 三　寡婦年金の国民年金証書の記号番号	（失権の届出） **第六十条の七**　寡婦年金の受給権者は、法第五十一条の規定に該当するに至つたとき（六十五歳に達したとき又は死亡に係るときを除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、寡婦年金の国民年金証書を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　氏名 一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　失権の理由及びその理由に該当した年月日 三　寡婦年金の国民年金証書の年金コード
		（氏名変更の届出） **第六十条の七の二**　寡婦年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。 一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所 二　個人番号又は基礎年金番号 三　寡婦年金の年金証書の年金コード 四　氏名の変更の理由
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	